第３章　生活排水処理基本計画

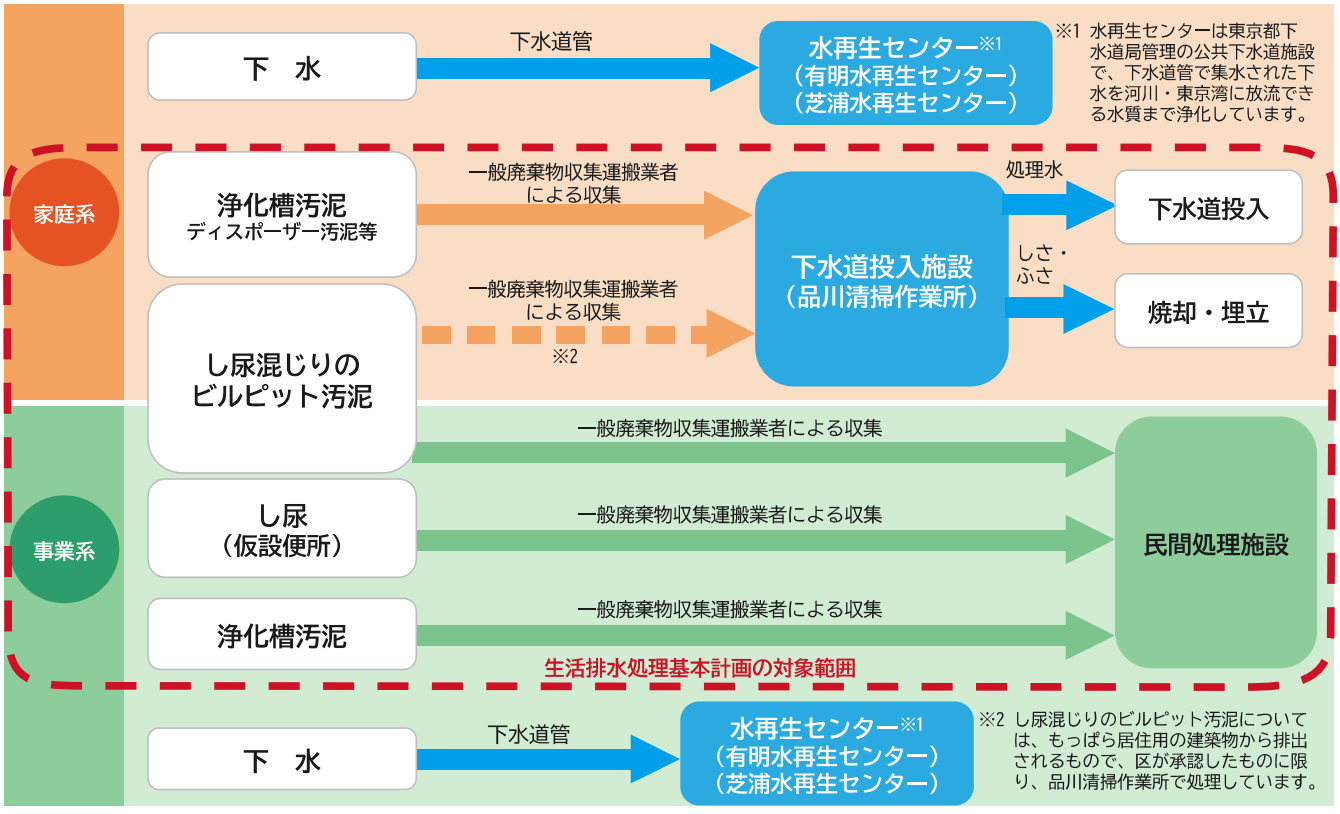
1　生活排水処理の現状

区の下水道普及率は 100％であり、区内から発生するし尿及び生活雑排水（＝「生活排水」）のほぼ全量が、公共下水道により処理されています。家庭及び事業所等で発生する生活排水のうち、公共下水道により処理されないものを本計画の対象とします。

公共下水道により処理される生活排水以外で区内の家庭から発生する浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者が収集しています。収集した浄化槽汚泥は、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）へ搬入し、固形分を取り除くとともに脱水をした後、下水道排出基準以下になるまで希釈して、下水道に投入されています。

また、処理中に取り除いた固形分（＝「しさ」）は東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却され、浮上した固形分（＝「ふさ」）は中央防波堤外側埋立処分場で埋立処分されています。

さらに、事業活動に伴って排出される、仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬業者が収集し、民間の処理施設において一般廃棄物処分業者により処理されています。なお、し尿混じりのビルピット汚泥については、もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、区が承認したものに限り、品川清掃作業所で処理しています。



2　生活排水処理基本計画

（1）　収集・運搬及び処分計画

家庭で発生する浄化槽汚泥は、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者により収集し、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設（品川清掃作業所）で適切に処理を行います。

また、下水道投入施設の処理工程で生じるしさ・ふさについても、引き続き、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場で焼却処理を行い、中央防波堤外側埋立処分場で適正に埋立処分を行います。

区では、公共下水道では処理されない家庭及び事業所等から発生するし尿･汚泥等について、引き続き、一般廃棄物収集運搬業者の収集により、東京二十三区清掃一部事務組合の下水道投入施設や民間処理施設等で処理を行います。

（2）　事業者処理責任の徹底

事業活動に伴って排出される仮設便所のし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥、浄化槽汚泥については、今後も事業者の自己処理責任の徹底を促していきます。

参考資料

1　関係条例

○港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

平成十一年十二月十六日
条例第三十三号

目次

第一章　総則
第一節　通則（第一条・第二条）
第二節　区長の責務等（第三条―第八条）
第三節　事業者の責務（第九条）
第四節　区民の責務（第十条）
第二章　再利用等による廃棄物の減量
第一節　区長の減量義務等（第十一条―第十四条）
第二節　事業者の減量義務（第十五条―第二十二条）
第三節　区民の減量義務（第二十三条・第二十四条）
第三章　廃棄物の適正処理
第一節　通則（第二十五条―第二十八条）
第二節　区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等（第二十八条の二）
第三節　適正処理困難物の抑制（第二十九条―第三十一条）
第四節　一般廃棄物の処理（第三十二条―第四十六条）
第五節　産業廃棄物の処理（第四十七条―第四十九条）
第六節　大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置（第五十条）
第七節　廃棄物処理手数料（第五十一条―第五十八条）
第四章　一般廃棄物処理業（第五十九条―第六十五条）
第五章　生活環境影響調査結果の縦覧等（第六十五条の二―第六十五条の七）
第六章　雑則（第六十六条―第七十一条）
第七章　罰則（第七十二条―第七十五条）
付則

第一章　総則

第一節　通則

（目的）

第一条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）の例による。

2　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　家庭廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

二　事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。

三　事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

四　再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

五　資源・ごみ集積所　区長が家庭廃棄物等（第三十三条第二項の規定により区長が処理する事業系一般廃棄物及び第四十九条において準用する第三十

三条第二項の規定により区長が処理する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。以下同じ。)の収集を行うために、家庭廃棄物等を排出すべき場所として、区規則で定めるところにより設置された場所をいう。

第二節　区長の責務等

(基本的責務)

第三条　区長は、生活環境を保全し、及び公衆衛生を向上させるため、廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

2　区長は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3　区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第四条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第五条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策を常に区民に明らかにしなければならない。

(区民参加)

第六条　区長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理について、区民の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境審議会への諮問)

第七条　区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、港区環境審議会に諮らなければならない。

(他の地方公共団体との協力等)

第八条　区長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、又は調整を図るものとする。

第三節　事業者の責務

(事業者の責務)

第九条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

2　事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

第四節　区民の責務

(区民の責務)

第十条　区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用又は不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるものとする。

2　区民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し区の施策に協力するものとする。

第二章　再利用等による廃棄物の減量

第一節　区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第十一条　区長は、区長が行う家庭廃棄物等の収集において、資源物(家庭廃棄物等のうち、再利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第十二条　区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第十三条　区長は、再利用等に関する区民の自主的な活動を支援するため、再利用の対象となる物の保管等に利用する場所として、業務に支障が生じない範囲内において、区長の管理する施設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第十四条　区長は、再利用を促進するため、資源回収等を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、

当該事業者を支援するよう努めるものとする。

第二節　事業者の減量義務

（事業系廃棄物の減量）

第十五条　事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

（廃棄物の発生抑制等）

第十六条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第五項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。

（再利用の容易性の自己評価等）

第十七条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

（適正包装等）

第十八条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。

3　事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

（事業用大規模建築物の所有者等の義務）

第十九条　事業用の大規模建築物で区規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3　事業用大規模建築物の所有者は、区規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4　事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5　事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6　事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に区規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第二十条　区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第二十一条　区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者

がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2　区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第二十二条　区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第三節　区民の減量義務

（自主的行動）

第二十三条　区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めるものとする。

（商品の選択）

第二十四条　区民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めるものとする。

第三章　廃棄物の適正処理

第一節　通則

（家庭廃棄物の処理）

第二十五条　区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運搬する等、適正に処理しなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第二十六条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（事業者の中間処理義務）

第二十七条　事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理（以下「中間処理」という。）を行うことにより、その減量を図らなければならない。

（処理技術の開発）

第二十八条　事業者は、事業系廃棄物の適正な処理について、自ら又は共同して技術開発を図らなければならない。

第二節　区長等以外の者の再利用の対象となる廃棄物の収集又は運搬の禁止等

（収集又は運搬の禁止等）

第二十八条の二　区長及び区規則で定める者以外の者は、資源・ごみ集積所に排出された資源物のうち、古紙、びん、缶その他の区規則で定める物を資源・ごみ集積所から収集し、又は運搬してはならない。

2　区長は、前項の区規則で定める者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したと認めるときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第三節　適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第二十九条　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第三十条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務）

第三十一条　区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

2　前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

3　区民は、前項の事業者が適正処理困難物を回収しよ

うとするときは、これに協力するものとする。

4　区長は、第二項の事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第四節　一般廃棄物の処理

（処理の計画）

第三十二条　区長は、区規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

2　一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

（処理）

第三十三条　区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2　区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。

3　前二項に規定する一般廃棄物の処理の基準は、区規則で定める。

（計画遵守義務等）

第三十四条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して資源・ごみ集積所に排出する等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2　占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該容器及び当該容器を排出する資源・ごみ集積所を常に清潔にしておかなければならない。

（粗大ごみの排出方法）

第三十五条　占有者は、粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第四項に規定する特定家庭用機器で再商品化される対象となるものを除く。以下同じ。）を排出するときは、区規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第五十二条第一項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物等の排出方法）

第三十六条　事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第五十三条第一項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

（排出禁止物）

第三十七条　占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出してはならない。

一　有害性の物

二　危険性のある物

三　引火性のある物

四　著しく悪臭を発する物

五　特別管理一般廃棄物に指定されている物

六　前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物

2　占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分しようとするときは、区長の指示に従わなければならない。

（動物の死体）

第三十八条　占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できないときは、遅滞なく区長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（改善命令等）

第三十九条　区長は、占有者が第三十四条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（事業者の処理）

第四十条　事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第三十三条第三項に規定する区規則で定める処理の基準に従わなければならない。

（事業系一般廃棄物保管場所の設置）

第四十一条　事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2　前項の保管場所は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3　事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第一項

の保管場所に集めなければならない。

（事業者に対する中間処理等の命令）

第四十二条　区長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

2　区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命ずることができる。

（事業者に対する運搬等の命令）

第四十三条　区長は、区規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずることができる。

（一般廃棄物管理票）

第四十四条　区規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、区規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

2　前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。

3　前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、区規則で定める。

（改善命令等）

第四十五条　区長は、事業者が第四十条又は第四十一条の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

（準用）

第四十六条　第三十三条第一項、第三十四条及び第三十七条から第三十九条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第五節　産業廃棄物の処理

（一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物）

第四十七条　区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2　区長は、前項に規定する一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、一般廃棄物処理計画に含めるものとする。

（処理命令）

第四十八条　区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

（準用）

第四十九条　第三十三条、第三十四条、第三十九条、第四十一条、第四十二条及び第四十五条（第四十条の規定に違反したことによる改善命令等に係るものを除く。）の規定は、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について準用する。

第六節　大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置

（大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置）

第五十条　区規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、区規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

2　保管場所等は、区規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3　区長は、保管場所等について、建設者が前二項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

4　第一項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を保管場所等に集めなければならない。

第七節　廃棄物処理手数料

（廃棄物処理手数料）

第五十一条　区長は、家庭廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬をしたとき（粗大ごみの場合にあっては、収集及び運

搬をするとき。)は、一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

2　区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出した事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

3　区長は、事業者が事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に運搬したときは、その事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

4　区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、区規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。

5　既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第五十二条　区長は、前条第一項の粗大ごみの廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗大ごみ処理券を交付する。

2　有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(有料ごみ処理券の交付)

第五十三条　区長は、第五十一条第二項の廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者(臨時に排出する事業者を除く。)に有料ごみ処理券を交付する。

2　有料ごみ処理券に関し必要な事項は、区長が定める。

(動物死体処理手数料)

第五十四条　区長は、第三十八条(第四十六条において準用する場合を含む。)の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者又は事業者から別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第五十五条　区長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第五十一条の廃棄物処理手数料又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第五十六条　第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後二十日以内に区規則で定める督促状を発行して督促する。

2　前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

第五十七条　前条の規定による督促をした場合においては、手数料の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(千円未満の端数があるとき又は二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年十四・六パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2　延滞金の確定金額に百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第五十八条　第五十一条の廃棄物処理手数料又は第五十四条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災害その他やむを得ない理由により納期限までに納付できなかったときは、前条の規定による延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第四章　一般廃棄物処理業

(業の許可)

第五十九条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

2　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的とな

る一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他区規則で定める者については、この限りでない。

3　区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。

一　区長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。

二　その申請の内容が、区長が定める処理計画に適合するものであること。

三　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして区規則で定める基準に適合するものであること。

四　申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。

イ　法第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当する者

ロ　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る港区行政手続条例(平成八年港区条例第二十九号。以下「行政手続条例」という。)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ニ　この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ホ　ニに規定する期間内に区規則で定める一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ニの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。)で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から五年を経過しないものへその他区規則で定める者

4　第一項又は第二項の許可は、一年を下らない区規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5　前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6　前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

7　第一項又は第二項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

8　区長は、第一項又は第二項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第六十条　前条第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)又は同条第二項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、区規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2　前条第三項及び第七項の規定は、前項の許可について準用する。

(処理基準)

第六十一条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第三十三条第三項に規定する区規則で

定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

（遵守義務）

第六十二条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。

二　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

（事業の停止命令等）

第六十三条　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は区長の指定する処理施設への搬入の禁止を命ずることができる。

一　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第五十九条第三項第三号に規定する基準に適合しなくなったとき。

三　第五十九条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第六十三条の二　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

一　第五十九条第三項第四号イに該当するに至ったとき。

二　前条の規定による事業の停止命令に違反したとき。

三　法第七条の三第一号に該当し情状が特に重いとき。

四　不正の手段により第五十九条第一項若しくは第二項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第六十条第一項の変更の許可を受けたとき。

2　区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一　第五十九条第三項第四号ロからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。

二　前条第一号に該当するとき（前項第三号に該当するときを除く。）。

三　前条第二号又は第三号のいずれかに該当するとき。

（許可証の再交付）

第六十四条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、区規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て再交付を受けなければならない。

（許可手数料）

第六十五条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、一般廃棄物収集運搬業の許可を他の特別区において受けた者が、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするときは、この限りでない。

一　新たに一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　一万五千円

二　新たに一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　一万五千円

三　一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者　一万円

四　一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者　一万円

五　一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　一万円

六　一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの　一万円

七　許可証の再交付を受けようとする者　三千円

第五章　生活環境影響調査結果の縦覧等

（縦覧等の対象施設）

第六十五条の二　法第九条の三第二項（同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による同条第一項に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」とい

う。)は、政令第五条第一項に規定するごみ処理施設とする。

(縦覧等の告示)

第六十五条の三　区長は、法第九条の三第二項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、区規則で定める事項を告示するものとする。

(調査書の縦覧の場所及び期間)

第六十五条の四　調査書の縦覧の場所は、前条の規定による告示において指定するものとする。

2　調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日の翌日から起算して三十日間とする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第六十五条の五　意見書の提出先は、第六十五条の三の規定による告示において指定するものとする。

2　意見書の提出期限は、第六十五条の三の規定による告示の日の翌日から起算して四十五日を経過する日とする。

(環境影響評価との関係)

第六十五条の六　対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)又は東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、前三条に定める手続を経たものとみなす。

(関係する区市町村の長との協議)

第六十五条の七　区長は、生活環境影響調査を実施した地域に港区の存する区域に属しない地域が含まれているときは、当該区域を管轄する区市町村の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第六章　雑則

(空き地の管理)

第六十六条　空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2　前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

3　区長は、前二項の規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、必要な改善その他必要な措置を勧告することができる。

(市街地開発事業における処理施設)

第六十七条　区規則で定める大規模な市街地開発事業を行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、あらかじめ、当該市街地開発事業の区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等について、区長に協議しなければならない。

(報告)

第六十八条　区長は、法第十八条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第六十九条　区長は、法第十九条第一項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第七十条　前条第一項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、区規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

(技術管理者の資格)

第七十条の二　法第二十一条第三項に規定する条例で定める資格は、区規則で定める資格とする。

(行政手続条例の適用除外)

第七十条の三　第二十八条の二第二項の規定による命

令については、行政手続条例第三章の規定は、適用しない。

（委任）

第七十一条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

第七章　罰則

（罰則）

第七十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第二十八条の二第二項の規定による命令に違反した者

二　第三十一条第四項の規定による命令に違反した者

三　第四十二条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四　第四十五条（第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五　第五十条第三項の規定による命令に違反した者

第七十三条　第三十九条（第四十六条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金又は科料に処する。

一　第五十条第一項の規定による届出をしなかった者

二　第六十二条の規定に違反した者

第七十五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

付則

（施行期日）

1　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2　この条例の施行前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成四年東京都条例第百四十号。以下「都条例」という。）の規定により東京都知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に東京都知事に対して行っている許可の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、同日以後においては、区長のした処分等の行為又は区長に対して行った申請等の行為とみなす。

3　この条例の施行前に都条例の規定により東京都知事に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその手続がされていないものについて、この条例の施行の日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して報告、届出その他の手続がされていないものとみなして、この条例の相当規定を適用する。

（有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置）

4　この条例の施行前に都条例第五十八条の二又は第五十八条の三の規定により、東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、この条例の施行の日以後三月の間は区長が収集及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第五十二条又は第五十三条に基づき区長が交付したものとみなす。

（延滞金の割合の特例）

5　当分の間、第五十七条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項に規定する平均貸付割合をいう。）に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に一円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てる。

（一般廃棄物処理業の許可手数料の特例）

6　一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物処理業者で、その事業の範囲を変更しようとするものに係る許可手数料について、この条例の施行の日以後六年の間、区長は、区規則で定めるところにより、第六十五条第一号から第四号までに定める許可手数料を減額し、又は免除することができる。

付則（平成一二年一〇月一六日条例第四六号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、平成十三年四月一日から施行する。

付則（平成一三年三月三〇日条例第二三号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

付則（平成一五年一〇月一日条例第二六号）

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

付則（平成一八年三月二四日条例第一六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六十三条の二第一項に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付則（平成一九年十月十一日条例第四〇号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表の規定は、施行日以後の収集及び運搬（粗大ごみにあっては、収集及び運搬の申込み。以下同じ。）に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、施行日前に区長がこの条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例別表に規定する廃棄物処理手数料を徴収して交付した有料ごみ処理券については、施行日以後一月の間は、従前の例により使用することができる。

付則（平成二一年六月二四日条例第三三号）

この条例は、平成二十一年九月一日から施行する。

付則（平成二二年六月二三日条例第二三号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成二四年一二月一二日条例第三八号）

（施行期日）

1　この条例中第七十条の二を第七十条の三とし、第七十条の次に一条を加える改正規定は公布の日から、別表の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十五年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十五年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

付則（平成二五年一二月一三日条例第六五号）

1　この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付則（平成二八年一二月八日条例第七一号）

（施行期日）

1　この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十九年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十九年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

付則（令和元年一〇月一七日条例第二四号）

1　この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五十九条第三項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可（改正後の条例第五十九条第一項若しくは第二項の許可又は改正後の条例第六十条第一項の変更の許可をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行った許可については、なお従前の例による。

付則（令和二年一二月九日条例第四五号）

1　この条例は、令和三年一月一日から施行する。

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付則（令和四年一二月五日条例第六三号）

（施行期日）

1　この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、別表二動物死体処理手数料の部の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日（以下この項及び第四項において「施行日」という。）以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3　新条例別表二動物死体処理手数料の部の規定は、令和五年四月一日以後に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料について適用し、同日前に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料については、なお従前の例による。

4　この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、施行日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、施行日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。

別表　廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料（第五十一条、第五十四条関係）

一　廃棄物処理手数料

区分	手数料
一　一日平均十キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	一日平均十キログラムを超える量一キログラムにつき　四十六円
二　事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	一キログラムにつき　四十六円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、十リッ

	トルまでごとに　八十七円
三　臨時に排出する占有者又は事業者	一キログラムにつき　四十六円 ただし、粗大ごみについては、三千二百円を限度として品目別に区規則で定める。
四　区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	一キログラムにつき　九円五十銭

二　動物死体処理手数料

動物の死体　一頭につき　三千円

2　諮問・答申

■ 改定方針

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定方針

１　一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定に基づき、区市町村が長期的･総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針として定めるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

２　計画改定の背景

区は令和３（2021）年２月に策定した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」（以下「現行計画」という。）に基づき、環境に配慮した持続可能な社会をめざして、循環型社会※・脱炭素社会形成への取組を、区民・事業者とともに進めてきました。

この間、国・東京都における法制度や各種計画の見直し等が行われ、また、港区では現行計画策定時の想定を上回る人口の増加が見られるなど、計画を取り巻く状況は大きく変化しています。

国が定める「ごみ処理基本計画策定指針（平成 25（2013）年６月）」によれば、概ね５年ごとに計画を改定するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしており、令和８（2026）年度は現行計画の中間年度にあたることから、現状を踏まえた改定を行うこととします。

(1) 区の人口動向

港区では当面の間、人口増加が続くと予測されており、令和 16（2034）年には 30 万人を超える想定となっています（港区人口推計（令和８年３月））。このような人口増加や都市活動の活発化に伴い、家庭や事業所から排出される廃棄物量の増加や、多様化する排出ニーズへの対応が求められることが想定されます。

(2) 資源循環※型社会の実現に向けた動き

国においては、循環型社会形成推進基本計画の見直しにより、サーキュラー・エコノミー（循環経済）を国家戦略に位置付け、資源効率性※や循環利用率※の向上など、ライフサイクル全体で資源を最適化する取組を強化しています。また、プラスチック資源循環促進法の施行により、製品設計から廃棄・再資源化まで一連の取組を求めるなど、静脈分野※にとどまらない包括的な制度構築が進んでいます。

(3) 食品ロス※の削減に向けた取組

令和７年に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の第２次基本方針が閣議決定され、事業系食品ロスに関して削減目標が引き上げられたほか、地方

公共団体での食品ロス削減の取組の横展開や未利用食品※の寄附の支援等、新たな施策が盛り込まれました。

また、区が実施した「令和７年度ごみ排出実態調査※」においては、可燃ごみ中に未だ未利用食品などが含まれていることから、引き続き、家庭や店舗における食品ロス対策を実施していくことが求められています。

(4) 自然災害への対応

近年発生した自然災害では、大量の災害廃棄物※の発生により処理体制が逼迫し、被災地の早期復旧・復興や住民生活の再建に支障を来した事例もみられています。今後、首都直下地震をはじめとする大規模災害の発生が懸念される中、頻発化・激甚化する自然災害への備えとして、平時からの体制整備や関係機関との連携強化を進め、災害時における迅速かつ適正な災害廃棄物処理を実現するため、対策の実効性を一層高めていく必要があります。

(5) DX の進化

ごみの削減や資源・ごみ収集の現場における多様かつ複雑な課題に対し、IoT や AI などの先端技術を効果的に活用することで、業務の高度化・効率化を推進し、持続可能で質の高い清掃・リサイクル行政を実現していくことが求められます。

3　計画改定の基本的考え方

令和８年３月に区長から、港区環境基本条例第 20 条第２項第２号の規定に基づき、港区環境審議会に計画改定に係る基本的な方向性について諮問し、８月に答申（「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）」の改定に係る基本的な考え方について）を受けました。区は、審議会の答申に沿って、港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）を改定します。

改定に当たっては、令和８年度中に策定する「MINATO ビジョン」及び「港区環境基本計画」と整合を図るとともに、国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」及び関連する各種の戦略・施策、東京都の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」及び東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画（第６次）」等との調和を図ります。

4　計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

現行計画に掲げる基本理念「環境に配慮した持続可能な社会を目指して、循環型社会・低炭素（⇒脱炭素に変更）社会形成への統合的な取組を、区民・事業者とともに推進します」は普遍的な理念であり、現行計画策定以降の状況変化を踏まえてもなお、現在及び未来において有効であることから、変更せずに港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）に引き継ぎます。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、区民、事業者、区それぞれの責任と役割に対応した基本方針を定めます。

・基本方針１「区民の参画と協働による３Ｒ※を推進します」

……区は、区民がごみを出さないライフスタイル（リデュース・リユース）を実践し、発生したごみはルールに基づき適正に排出して、リサイクルにつなげていく状況を創出します。

・基本方針２「事業者の社会的責任に基づく廃棄物の発生抑制と資源循環を促進します」

……区は、事業者の排出者責任※に基づくごみの適正処理を徹底するとともに、分別やリサイクルが容易な製品の開発など、生産者責任に基づく主体的なごみの減量・資源化を促進します。

・基本方針３「安全・安心な区民生活を支え続ける適正で効率的な廃棄物処理を実践します」

……区は、平時からごみや資源を安定的・効率的に収集・処理するとともに、災害発生時や感染症拡大時においても、清掃事業を継続し、区民の清潔で快適な生活環境を保全します。

5　重点課題へのこれまでの取組と今後の方向性

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）では、廃棄物処理法第６条第２項に定める必要事項（ごみの発生量及び処理量の見込み、分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分など）のほか、以下の８項目の重点課題を設定しました。計画後期においても、これらの重点課題に対する取組を一層強化していくこととします。

重点課題①　事業系ごみ※の発生抑制
重点課題②　プラスチックの使用抑制と資源循環
重点課題③　食品ロスの削減
重点課題④　資源回収の拡大
重点課題⑤　持続可能な集団回収※制度の構築
重点課題⑥　安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善
重点課題⑦　災害等への対応力の向上
重点課題⑧　効果的な普及啓発と環境学習の充実

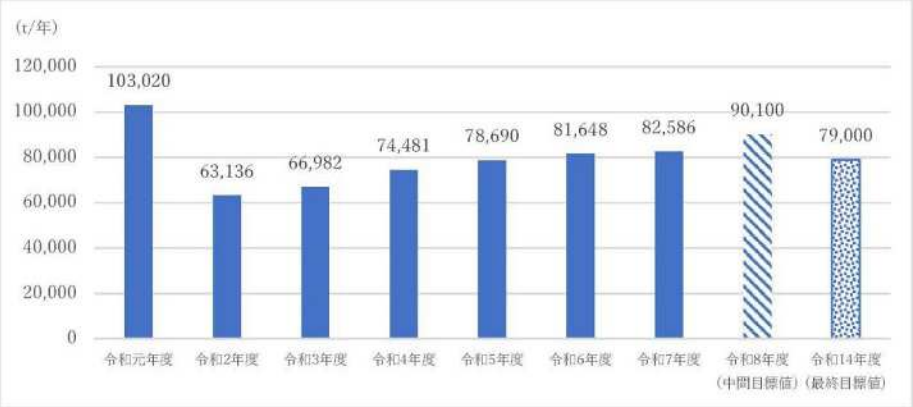
(1) これまでの取組と成果

① 事業系ごみの発生抑制

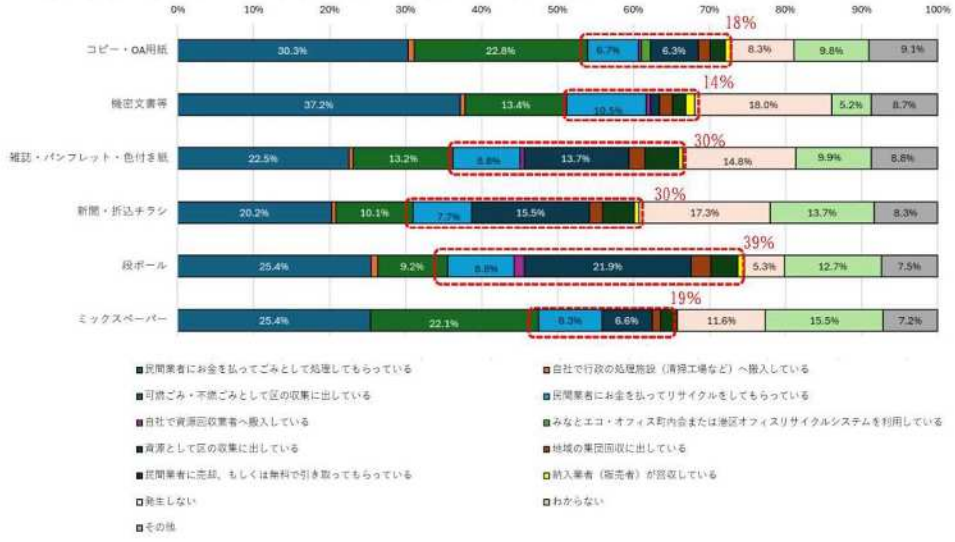
港区内で発生するごみは、その地域特性から半分以上は事業系ごみであり、事業者の自己処理責任※のもと、発生抑制と適正処理の徹底が重要です。清掃工場に搬入される事業系ごみである持込ごみ※の量は、新型コロナウイルス感染症の流行前の令和元年度の数値から減少していますが、事業活動の再開や活性化

によって再び増加傾向にあり、事業者への更なる啓発や指導が必要です。また、「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）改定等に係る基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、事業者から排出される可燃ごみの７割以上が「紙類」であり、事業系古紙の資源化を一層促進していく必要があります。

【持込ごみ実績と前期目標値（削減目標）】



【事業者の紙類の処理状況（令和７年度基礎調査）】



※点線内の数値は資源化が想定されている数値です。

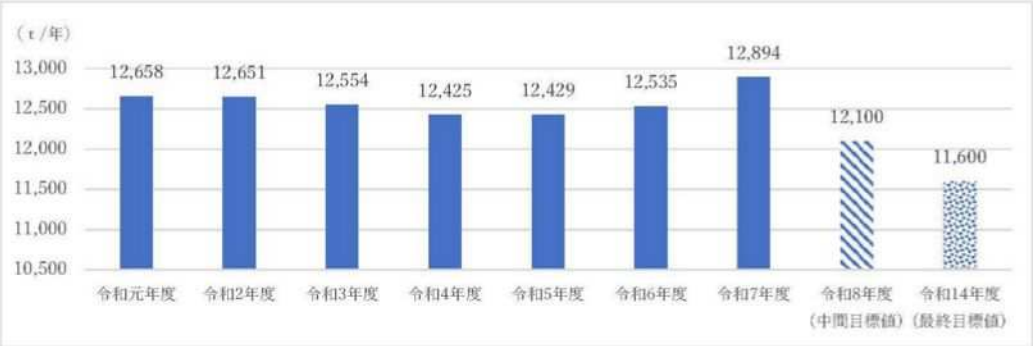
② プラスチックの使用抑制と資源循環

港区は、平成 20（2008）年 10 月から、プラスチック資源循環促進法施行に先

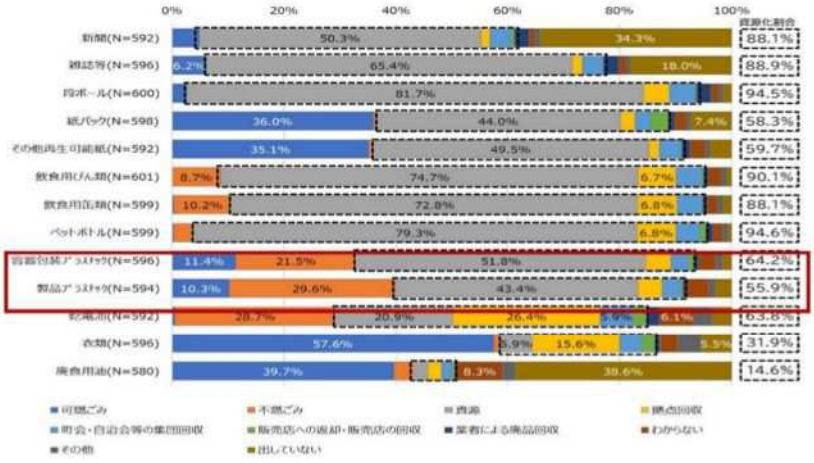
駆けて、容器包装以外のプラスチックを含めた全てのプラスチックをリサイクルしています。基礎調査における区民の排出状況に関する回答では、ペットボトルは９割以上が資源として出されているのに対し、容器包装プラスチック※や製品プラスチック※を資源として出している区民の割合は半数程度であり、プラスチックの分別に向けた更なる周知・啓発が必要です。

一方、レジ袋の有料化などを背景に、マイバッグを持参してレジ袋をもらわない人の割合が大きく増加したことや、コンビニエンスストア等でプラスチック製のストローやカトラリーをもらわない人の割合が約８割となり、プラスチックの使用を控えるライフスタイルは定着しつつあります。

【プラスチック排出量実績と前期目標値（削減目標）】



【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査）】

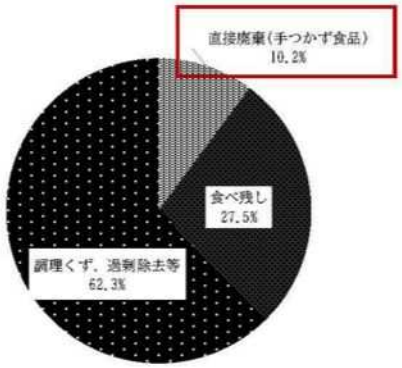


③ 食品ロスの削減

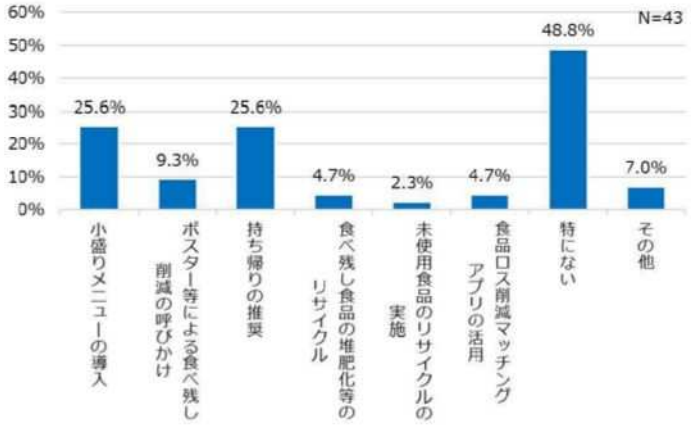
家庭での食品ロス削減に向けて、家庭用生ごみ処理機等の購入費助成や貸出、段ボールコンポスト講座の実施などを通じた啓発に加え、未利用食品を回収し、区内の子ども食堂等へ提供するフードドライブ※を実施しています。基礎調査では、未利用食品を廃棄したことがある人の割合は減少しており、食品ロスの削減に向けた意識は向上しているとみられますが、令和７（2025）年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」（以下「排出実態調査」という。）では、厨芥類（生ごみ）※の中に約 10%の未利用食品が含まれており、引き続き、家庭での食品ロス削減に向けた取組が必要です。

事業系の食品ロス削減については、食べきり協力店※登録及び表彰などによって、外食における食品ロスを減らす取組を実施していますが、基礎調査では飲食店や宿泊施設で、食品ロスの削減のために行っている取組が「特にない」と回答した割合が約半数となり、事業系の食品ロス削減策の強化が求められます。

【可燃ごみ中の生ごみの分類（令和７年度排出実態調査）】



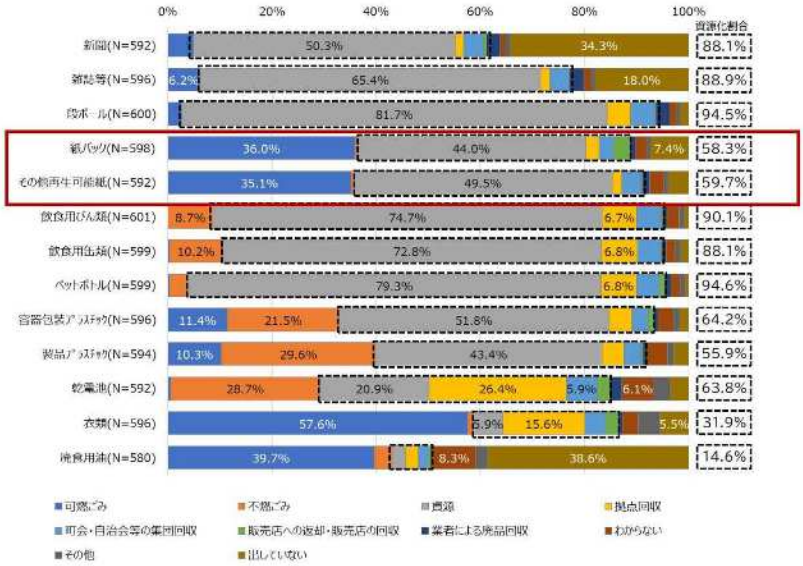
【（飲食店、宿泊施設のみ）食品廃棄物削減のために実施している取組（令和７年度基礎調査）】



④ 資源回収の拡大

区の資源回収は集積所から資源プラスチック、古紙、びん、缶、ペットボトルを回収しているほか、区有施設に回収ボックスを設置して使用済み小型家電製品や古着等を集める「拠点回収※」、区のイベント等で廃食用油等を回収する「イベント回収※」、不燃ごみや粗大ごみに含まれる金属類などの資源を選別する「ピックアップ回収※」により実施しています。資源回収率は２３区でも高い割合である一方、現行計画策定当初からの資源化率※に大きな変化はなく、基礎調査では、紙類のうち「紙パック」及び「その他再生可能紙」が35%程度「可燃ごみ」で排出されており、資源化が十分ではありません。排出資源回収の拡大及び分別の徹底に向けた啓発が必要です。

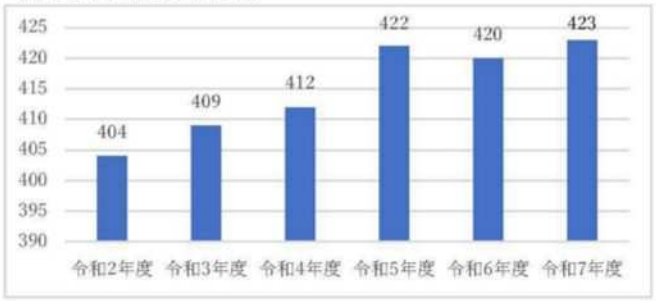
【ごみ・資源の発生・分別について（令和７年度基礎調査）】



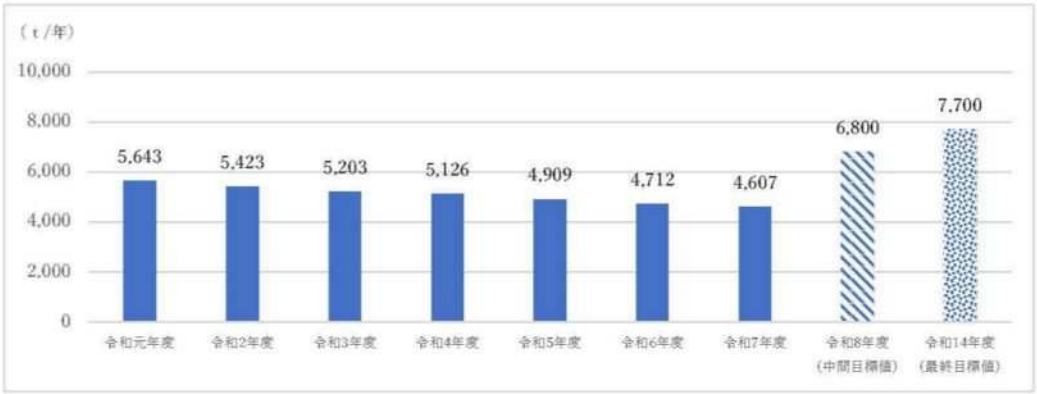
⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

自主的に回収日や回収場所、回収品目を決めて、資源を家庭から持ち寄り、個々に契約した回収業者に直接引き渡す集団回収を行う団体（町会・自治会、PTA、マンション管理組合など）に対して、区は、回収実績に応じた報奨金や、空き缶プレス機の貸出し等の支援を行っています。集団回収を行う団体は増加傾向にあるものの、回収量は減少傾向にあり、引き続き、ライフスタイルやコミュニティの変化に対応した持続可能な集団回収制度の構築に向けた取組が必要です。

【集団回収活動団体数】



【集団回収による資源回収量実績と前期目標値】

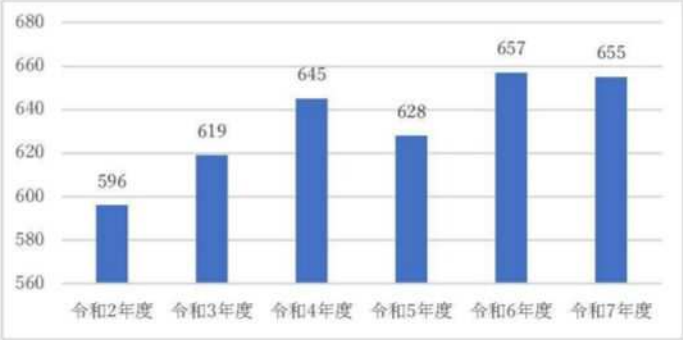


⑥ 安全･安心･便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

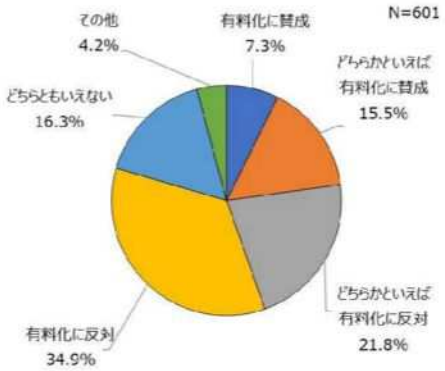
区の資源・ごみ収集は、新橋や六本木など繁華街を対象とした早朝収集、高齢者や障害者、妊産婦等で構成する世帯への戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集、集積所における様々なトラブルの解消や適正な分別を行うためのふれあい指導※など、きめ細かな対応を行ってきました。一方、清掃事業を取り巻く環境は変化しており、区民の高齢化や集積所の戸別化、リチウムイオン電池※などの小型充電式電池による火災の発生など、社会情勢や地域特性を考慮した収集サービスを構築していく必要があります。

また、基礎調査において、家庭ごみ※有料化に対する区民意見は、有料化に「反対」が約 35%、「どちらかといえば有料化に反対」が約 22%となっており、不法投棄の増加などが懸念されています。有料化については、これらの区民の意見や周辺自治体の動向を踏まえた、慎重な検討が必要です。

【戸別（高齢者や障害者、妊産婦等の世帯）訪問収集件数】

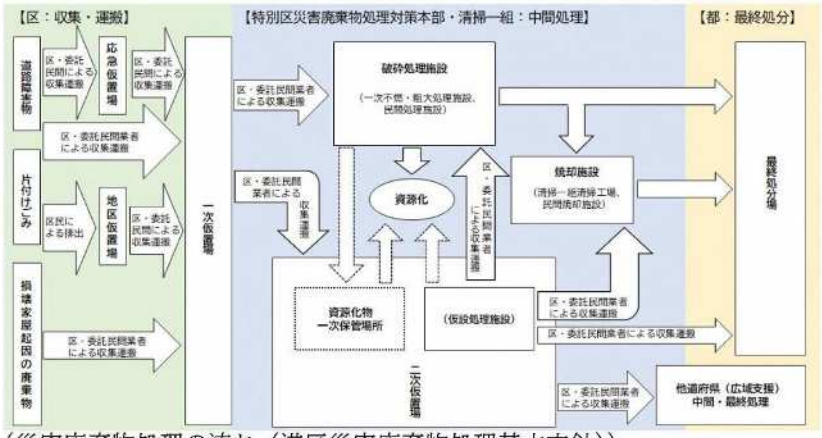


【家庭ごみ有料化に対する区民意見（令和７年度基礎調査）】



⑦ 災害等への対応力の向上

災害発生時に、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を円滑・迅速に処理することを目的として、令和４（2022）年３月に「港区災害廃棄物処理基本方針」を策定しました。同基本方針には、災害廃棄物の仮置場※の設置から、収集・運搬の流れを整理し、関係機関や団体との連携についても規定しています。近年発生した大規模災害においても災害廃棄物処理は大きな課題となっており、そこから得られた教訓等を踏まえて災害対策の実効性を高めていく必要があります。

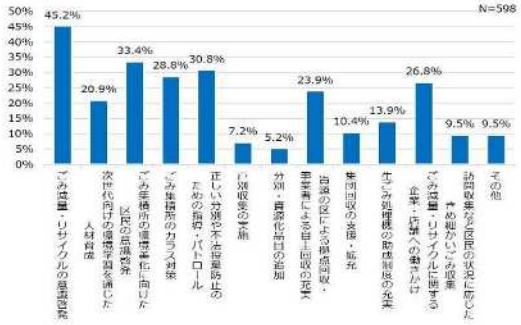


（災害廃棄物処理の流れ（港区災害廃棄物処理基本方針））

⑧ 効果的な普及･啓発と環境学習の充実

基礎調査における区民が区に力を入れてほしいことの回答では「ごみ減量・リサイクルの意識啓発」（約 45%）が最も多く、「集積所の環境美化に向けた意識啓発」（約 33%）が２番目に多い状況となっており、区に対して意識啓発への期待が高くなっています。一方で、「利用したことがある区の取組」では「利用したことがない、知らない」が約 40%で、区民からの自由意見においても更なる周知・啓発を求める声が多く、周知方法の工夫や参加しやすいイベント開催が必要となっています。

【区に力を入れてほしいこと（令和７年度基礎調査アンケート）】



(2) 今後の取組の方向性

① 事業系ごみの発生抑制

事業者による発生抑制と資源化を一層推進するとともに、データ分析や ICT 等を活用した効果的な啓発・指導により、事業活動と環境負荷低減の両立を図ります。

② プラスチックの使用抑制と資源循環

使い捨てプラスチックの削減を進めるとともに、プラスチック資源循環法や国の循環経済政策を踏まえ、分別回収及び再資源化を推進します。

③ 食品ロスの削減

家庭と事業者の双方における食品ロス対策を強化し、未利用食品の有効活用や食品寄附を促進することで、資源の有効利用とごみ減量を推進します。

④ 資源回収の拡大

区民が利用しやすい回収体制の充実と新たな資源化品目の検討を進め、資源循環のさらなる促進を図ります。

⑤ 持続可能な集団回収制度の構築

地域コミュニティとの連携を維持・強化しながら、社会環境の変化に対応した持続可能な集団回収制度を構築します。

⑥ 安全・安心・便利な清掃事業の運営と収集サービスの改善

人口増加や多様化する区民ニーズに対応し、ICT・AI などの先端技術を活用しながら、安全性・効率性・利便性の高い清掃サービスを実現します。

⑦ 災害等への対応力の向上

頻発化・激甚化する自然災害を見据え、災害廃棄物処理体制の強化や関係機関との連携を推進し、迅速な復旧・復興を支える対応力を高めます。

⑧ 効果的な普及啓発と環境学習の充実

デジタル技術や多様な媒体を活用した情報発信を強化するとともに、区民・事業者の行動変容につながる環境学習・普及啓発を推進します。

6 数値目標の再設定

前期計画に掲げた 12 の数値目標に関し、MINATO ビジョンに掲げる３つの数値目標を中心に据え、その他の数値目標を、各取組の目標達成に向けた進捗を測る「取組指標」とします。また、資源化やごみ減量の実態を把握しやすくするため、一部の項目を統合・見直しを図るとともに、現状を踏まえながら、各取組を着実に実行することで達成できる数値となるよう、目標・指標数値を再設定します。

前期計画に記載の「区収集可燃ごみ量」は「数値目標①区民一人当たりごみ量」、「資源回収量」は「数値目標②資源化率」の中で算出することで統合し、「資源とごみの分別状況（意識）」については、数値目標が達成されたことから、今後は「取組指標②可燃ごみへの資源混入割合」で状況確認することとします。

【数値目標】

①区民一人当たりのごみ量
②資源化率
③持込ごみ量（事業系ごみ量）

【取組指標】

①総排出量
②可燃ごみへの資源混入割合
③食品ロス発生量
④プラスチック排出量
⑤集団回収による資源回収量
⑥大規模建築物（延床面積 1,000 ㎡以上）の再利用計画書※上の資源化率
⑦温室効果ガス排出量

7　計画の構成及び検討体制等

(1) 計画の構成

港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）は、ごみの発生抑制、減量・資源化、収集運搬、中間処理等を定める「ごみ処理基本計画」と、し尿、汚泥及び生活雑排水の処理・処分を定める「生活排水処理基本計画」により構成します。

計画中に区の地域の特性に応じた食品ロスの削減の取組を掲げ、当該部分を食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく「港区食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

(2) 計画期間

現行計画期間の後期に当たる令和９（2027）年度から令和 14（2032）年度までの６か年における一般廃棄物処理行政の方向性を示すものとして位置付けます

(3) 検討体制

港区環境審議会からの答申に基づき、区の環境施策に関わる組織で構成する港区環境調整委員会等において、計画の内容を検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

令和７年度に区民及び事業者を対象に実施した「港区一般廃棄物処理基本計画（第３次）の改定等に係る基礎調査」の結果等を十分に踏まえて計画を策定します。また、より広範な意見を反映するため、計画素案についての区民意見募集及び説明会を実施します。

8　スケジュール（予定）

令和８年	９月	港区環境調整委員会　素案審議
	10 月	港区環境審議会　素案審議

		庁議　素案確定
	11月	港区議会へ報告
	12月	区民意見募集及び説明会の実施
令和9年	1～2月	港区環境調整委員会　計画案審議
	2月	計画確定
		港区議会へ報告
	3月	港区環境審議会へ計画策定報告